

ドローン等を活用した劣化状況調査業務に係る一般競争入札（条件付）公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和8年6月29日

岡山県知事 伊原 隆 太

1 入札に付する事項

(1) 業務名称

ドローン等を活用した劣化状況調査業務

(2) 契約期間

契約締結の日から令和9年1月29日まで

(3) 業務場所

岡山市北区富田町1-3-2 警察本部鑑識科学センター外

2 入札に参加する者に必要な資格

入札公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）第8条第2項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (2) 入札参加資格者名簿の役務の提供に係る業務種目が「大分類1（建物等の保守管理）、小分類19（建築物等の定期点検）」であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (4) 審査要領第10条第1項の規定による入札参加停止の措置を役務の提供に関して受けていないこと。
- (5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領の規定による入札参加除外の措置を役務の提供に関して受けていないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者は、その申立てがなされていない者とみなす。

3 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先

岡山県警察本部会計課契約担当

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL: 086-234-0110 (内線2242)

4 入札手続等

(1) 入札説明書、入札参加資格確認申請書及び仕様書の配布期間及び配布方法

ア 配布期間

令和8年6月29日から令和8年7月13日まで（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く。）

イ 配布方法

3の契約条項を示す場所において配布する。

なお、郵便での送付を希望する場合は、令和8年7月6日（必着）までに、返信用の封筒（角2）及び270円分の切手を同封し、請求すること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

令和8年6月29日から令和8年7月13日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

3の契約条項を示す場所に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法により、配達記録が確認できるものに限る。）

エ その他

契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 入札参加資格要件の審査

ア 事前審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について、2の事項について審査し、不適合と認められた者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

イ 入札参加資格がないとされた理由の説明要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、3の契約条項を示す場所に対して、説明を求める書面（様式不問）を提出することができる。

(4) 仕様書に対する質問の受付

ア 受付期間 令和8年6月29日から令和8年7月9日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 方法 「仕様書に対する質問・回答書」をFAXにより提出すること。

ウ 宛先 086-221-2291

エ 回答方法 岡山県警察ホームページに掲載する。

5 入札の日時及び場所等

- (1) 入札日時
令和8年7月16日(木) 午前11時20分
- (2) 入札場所
岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県警察本部庁舎2階入札室
- (3) 提出方法
持参(郵送又は電送による入札は認めない。)
- (4) その他
 - ア 代理人による入札
入札に際し、代理人により入札を行う場合は、契約を締結する権限を有する者からの委任状を持参し、提出すること。
 - イ 入札書の記載方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税抜きの金額)を入札書に記載すること。

6 その他

- (1) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (2) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (3) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成
契約書を作成する。
- (5) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) その他
詳細は入札説明書による。